

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
動物愛護管理センター	<p>管内出張について、システムに旅行命令を重複して登録し、そのまま承認された後、登録済みの誤った旅行命令の取消を忘れたため、二重登録のまま承認されたものがあった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="439 604 1656 779"><thead><tr><th rowspan="2">職員</th><th rowspan="2">旅行日</th><th colspan="2">旅行命令</th><th rowspan="2">過払旅費額</th></tr><tr><th>当初入力日</th><th>重複入力日</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td>平成30年10月4日</td><td>平成30年10月3日</td><td>平成30年10月3日</td><td>780円</td></tr></tbody></table>	職員	旅行日	旅行命令		過払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	平成30年10月4日	平成30年10月3日	平成30年10月3日	780円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。	過払旅費については、監査後に戻入手続を行い返納済である。 今後、承認者は決裁時に二重登録がないか等、旅費明細内訳書の確認を徹底することにより適正な事務執行に努めることとし、センター各職員に対しても、会計事務研修、朝礼等で適正処理について周知徹底を図った。
職員	旅行日			旅行命令			過払旅費額								
		当初入力日	重複入力日												
A	平成30年10月4日	平成30年10月3日	平成30年10月3日	780円											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年10月10日から同月16日まで）